

平成20年第10回県教育委員会会議

教 育 長 報 告

1 報告事項

教員候補者選考試験に係る業務改善検証委員会の設置について

2 事項の説明

(1) 経緯

平成20年度沖縄県公立学校教員候補者選考試験の一次試験における採点ミス等を受け、平成19年11月14日、「教員候補者選考試験に係る調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置し、平成19年12月19日、事実関係の検証、原因と責任の所在の明確化、再発防止策等の調査結果を取りまとめた。

本調査委員会の調査結果を受け、選考試験における採点ミス等の再発防止に係る改善策を策定するため、平成20年1月30日、大学関係者やP T A関係者、職員団体関係者等の外部有識者等で構成する「沖縄県公立学校教員候補者選考試験に係る改善委員会」を設置し、平成20年3月26日、今後の教員選考試験の実施及び選考委員会の運営方法やあり方等について提言を取りまとめたところである。

このような状況を踏まえ、平成20年7月4日、教育管理統括監を委員長とする「教員候補者選考試験に係る業務改善検証委員会」を設置し、今年度実施する教員選考試験業務の改善策等について必要な検証を行う。

また、大分県の教員選考試験に係る一連の不祥事が全国的に大きな社会問題となっている。

本県においても、県民の教育に対する信頼を確保するため、公平かつ公正な試験の実施に万全を期すことが強く求められており、これらの課題についても検証を行っていくこととする。

(2) 今後のスケジュール

- 平成20年7月中旬 第1回委員会
- 平成20年7月下旬 第2回委員会（中間報告）
- 平成20年8月下旬 第3回委員会
- 平成20年9月下旬 第4回委員会
- 平成20年10月下旬 第5回委員会（最終報告）

教員候補者選考試験に係る業務改善検証委員会設置要綱

平成20年7月4日
教育長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、教員候補者選考試験に係る業務改善検証委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、沖縄県公立学校教員候補者選考試験（以下「選考試験」という。）について、次に掲げる事項に関し必要な検証を行い、その結果を教育長に報告するものとする。

(1) 今年度実施する選考試験業務の改善策に関すること。

(2) その他関連して教育長から特に指示がある事項に関すること。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育管理統括監をもって充てる。

3 委員は、参事、総務課長、総務課総務班班長、総務課服務担当者、総務課組織担当者及び総務課法規担当者の職にある者を充てる。

4 委員の代理は、これを認めない。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課総務班において処理する。

(解散)

第7条 委員会は、第2条に掲げる目的を達成したときは、解散するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。